

令和 6年 11月 吉日

各 位

延岡地区柔道会  
会長 森田 政広  
[公印省略]

**新旭サービス杯 中学校新人柔道大会開催について（ご案内）**

初秋の候 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。  
日頃より、当柔道会の諸行事につきましては、格別のご指導ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。  
さて、少年少女の健全育成と柔道競技の底辺拡大を目的として、標記大会を開催する運びとなりました。つきましては、下記の通りご案内致しますので貴団体の選手参加をご高配賜りますよう、  
よろしくお願い申し上げます。

記

1. 日 時 **令和 6年 12月 8日(日)**  
開場 ……………7:30  
審判監督会議……8:45  
開会式 ……………9:20(選手整列 9:10)  
試合開始…………開会式後
2. 会 場 旭化成柔道場
3. 協 催 (株)新旭サービス、延岡地区柔道会  
主 管 延岡地区柔道会
4. 実施要項
  - ①中学生(1・2年生)による個人戦とする。  
※参加人数によっては、階級を合わせることもある。
    - ・男子 -50kg、-55kg、-60kg、-66kg、-73kg、-81kg、-90kg、90kg 超
    - ・女子 -40kg、-44kg、-48kg、-52kg、-57kg、-63kg、-70kg、70kg 超※体重測定 前日(14:00~15:00)及び当日(7:30~8:30)  
混雑を避けるため、極力、前日に体重測定を受けてください。
  - ②参加資格
    - ・中学1・2年生(個人戦)
    - ・本年度全柔連登録を行っている者
    - ・各団体にスポーツ保険に加入していること
  - ③試合方法
    - ・最新の国際柔道連盟試合審判規定・少年大会特別規定及び中体連規定・当日の申し合わせ事項を適用する。
    - ・試合時間は、3分とする。
    - ・試合の優劣は、一本、技有り及び僅差(指導差2の場合)とし、優劣がつかない場合は3分間のGS方式の延長戦を行う。  
延長戦にて、「指導」が与えられ、相手の指導数より多くなった場合は、負けとなる。  
延長戦にて優劣がつかない場合は、旗判定により勝敗を決する。

#### ④組み合わせ

- ・事務局において厳正に行う。

#### ⑤その他

- ・参加団体ごとに、1名以上の審判員のご協力をお願いします。
- ・負傷が発生した場合、応急処置は行うがそれ以降は各団体で対応をおこなうこと。主催者は一切責任を負わないものとする。

#### 5. 表彰

- ・優勝、2位、3位(2名)まで表彰を行う。

#### 6. 参加料

- ・個人戦 500円/1人  
申し込みと同時に、下記口座に参加料を入金のこと。  
(混雑を避けるため、出来るだけ当日支払はご遠慮ください)  
また、振込後のご返金是对应致しかねます。ご了承ください。

##### 振込先

宮崎銀行 恒富支店 普通口座 No.1621263  
口座名義 延岡地区柔道会 会長 森田 政広  
※振込みの際は、団体名が分かるようにお願いします。

#### 7. 申し込み

- ①締め切り **令和6年11月22日(金)必着**※締め切り後の申し込みは受け付ない
- ②別紙申込用紙に必要事項を記入し、下記まで Email にて送付のこと

延岡地区柔道会事務局

〒882-0031 延岡市中川原町1-85

事務局長 鳥入 孝仁

電話:090-8751-8597

Email: [toriirejudojo@yahoo.co.jp](mailto:toriirejudojo@yahoo.co.jp)

#### 8. お願い

- ①混雑が予想されますので、床へ敷物を敷いての場所取りはご遠慮願います。
- ②くつ・貴重品等の管理は、各団体にてお願いします。
- ③ペットボトル等のゴミは必ず各団体にて持ち帰りをお願いします。
- ④駐車場が狭くなっておりますので、出来るだけ乗り合わせでご来場願います。
- ⑤忘れ物は全て処分させていただきますのでご理解ください。

- ・駐車場に新しいトレーニング場が建てられていますので、以前より駐車台数が限られています。
- ・出来るだけ乗り合わせでのご来場お願いいたします。

## 大会に関わる全ての方々へ

(各団体の代表者は保護者・選手への周知をお願いします)

### 大会（練習等）の動画等を投稿するうえでの注意

- 1 主催者が認めている特定の方のみ動画の撮影・投稿ができます。  
動画等を投稿してよいのは、「(大会)主催者に認められている方」のみです。  
「認められていない方」が、動画等をアップした場合、出場している選手たちの肖像権に注意が必要です。
- 2 主催者が認めた場合でも、他の観客の肖像権やその他著作物が動画等に含まれていないか十分注意することも必要です。  
主催者は、観客（保護者等）や撮影をしている方にも周知する必要があります。  
（チラシやアナウンスでの周知）他者の著作権を侵害した場合、民事上の責任として差止請求や損害賠償請求を受ける可能性があり刑事上の責任としては10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金を科される法的責任を負います。
- 3 原則として、競技者は同意したうえで大会に参加しています。  
大会に参加している競技者は、要項に記載してある個人情報等の取扱い  
（上記1：肖像権の取扱いを明記）について承諾したうえで大会に参加しています。  
個人情報等に関する相談がある場合は、主催者に問い合わせてください。